

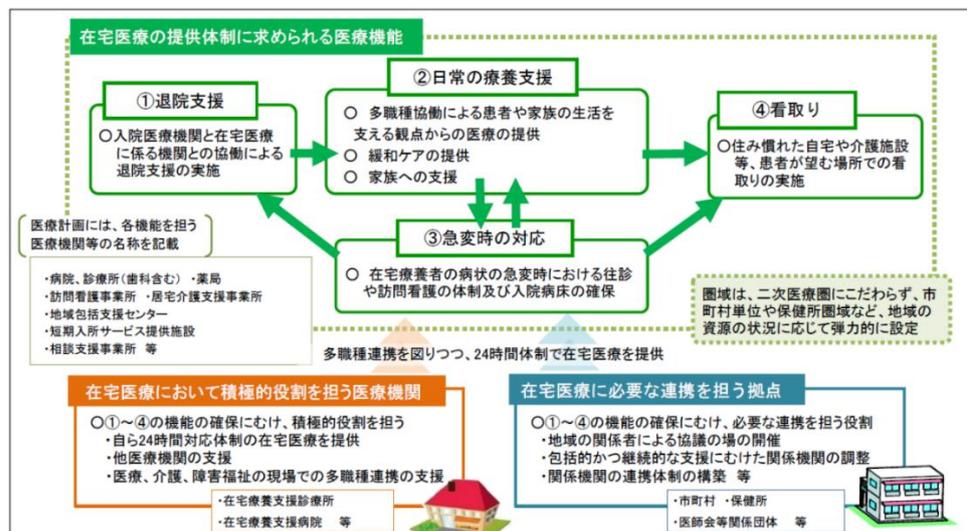
在宅医療に対する県の取組について

1 現状と課題

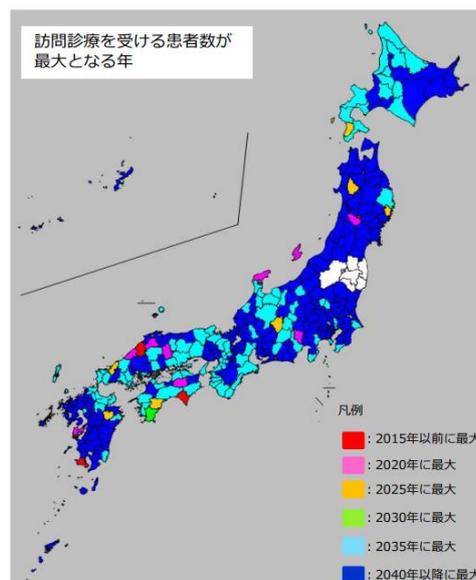
・在宅療養患者への訪問診療、訪問看護等を担う医療従事者の確保や育成等が必要であり、地域内で患者の急変時の対応や看取りなどにも対応できるよう、在宅緩和ケアを担う医療機関、急性期医療機関や介護老人保健施設等との医療・介護サービス連携体制の構築が求められている。

・県内での在宅医療については今後も需要の増加が予想されており、これに対応できる体制を整備する必要がある。

<岩手県保健医療計画より抜粋>

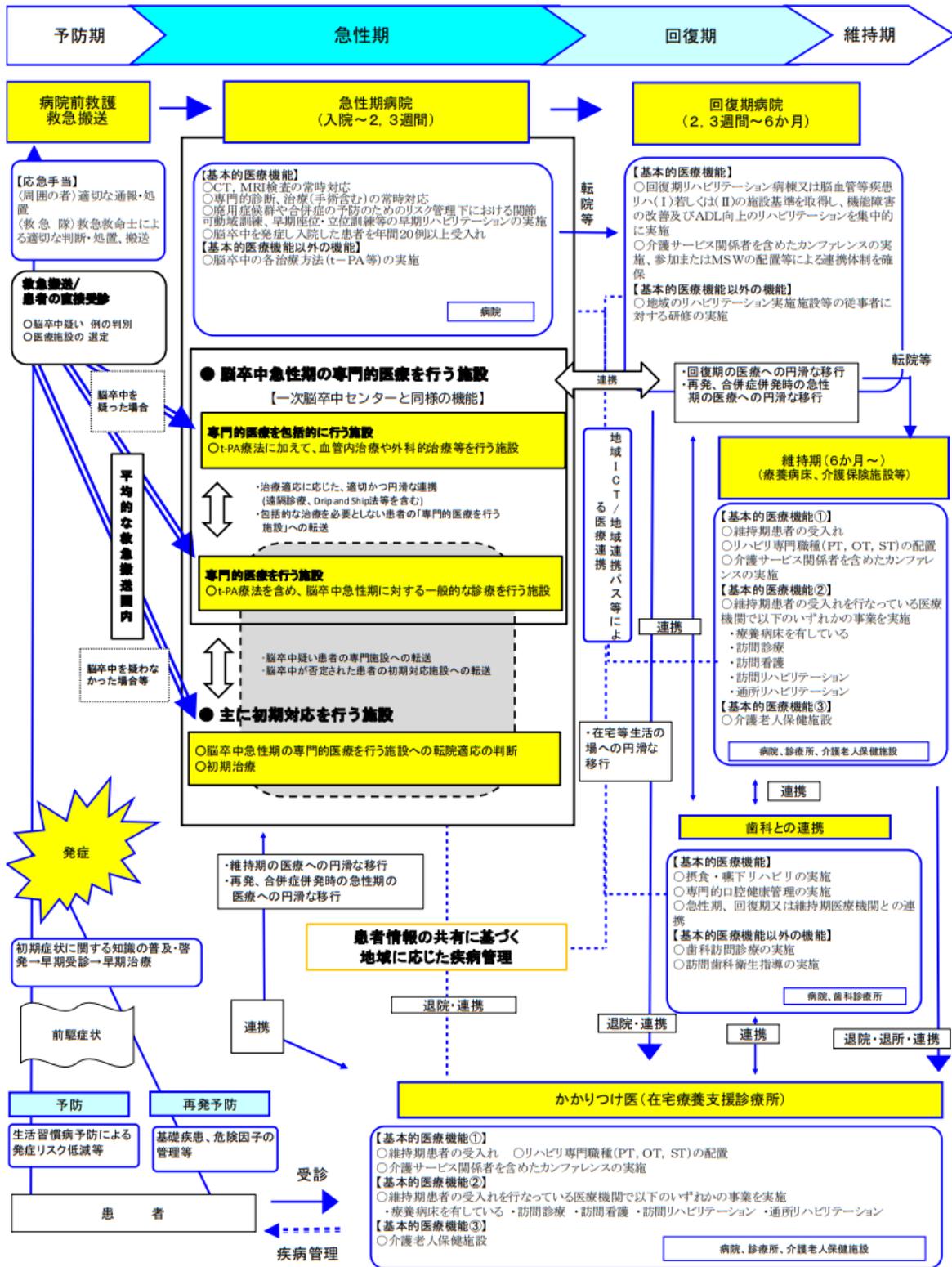


<第2回在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ資料より抜粋>



出典：患者調査（平成29年）「推計患者数、性・年齢階級×傷病小分類×施設の種類・入院・外来の種別別」
「推計外来患者数（患者所在地）、施設の種類・外来の種別×性・年齢階級×都道府県別」
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

<第2期岩手県循環器病対策推進計画より抜粋>



国報告書「平成29年7月「脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る診療提供体制の在り方に関する検討会」から参考引用・作成

・第2期岩手県循環器病対策推進計画の目標値については、訪問診療の実施件数など、合計10項目があり、そのうち現時点では7項目において全国値より低くなっている。

<第2期岩手県循環器病対策推進計画より抜粋>

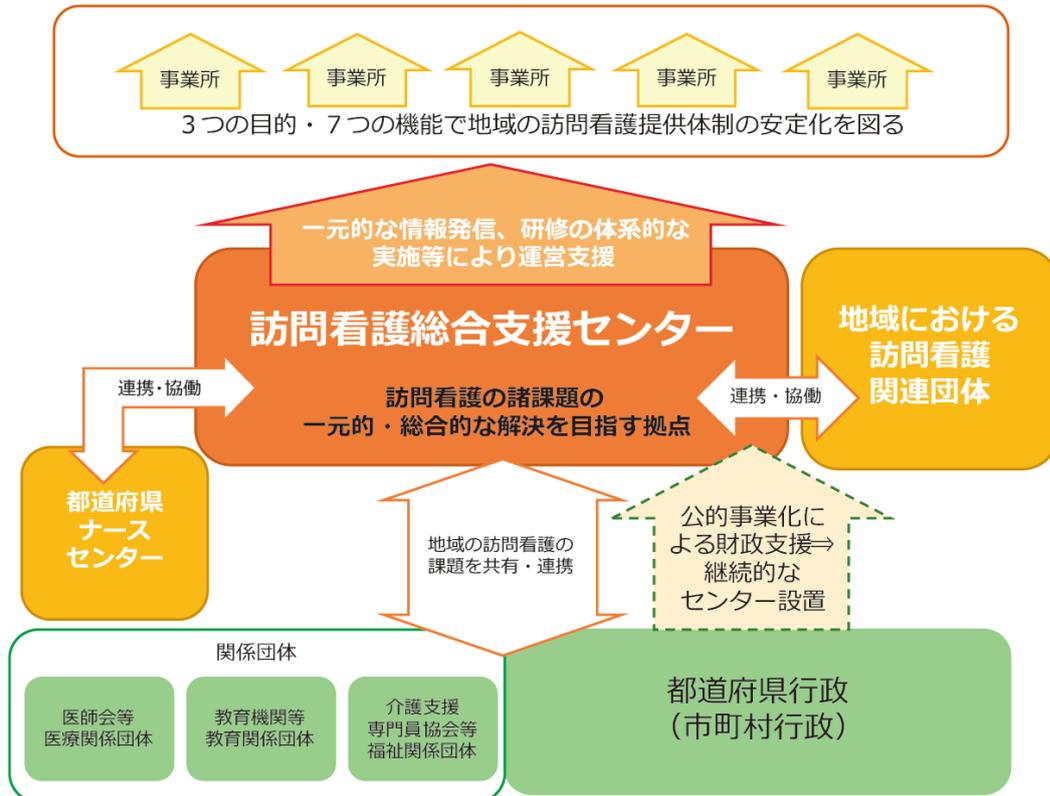
12 生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションの提供		岩手県	全国	目標(R11)	
C30	リハビリテーションが実施可能な医療機関数(人口10万対)【再掲】	R5	8.2	6.4	維持
C31	訪問リハビリテーションを提供している事業所数(人口10万対)	R5	22.3	-	維持
C32	通所リハビリテーションを提供している事業所数(人口10万対)	R5	10.5	-	維持
13 再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理、合併症への対応が可能な体制の整備		岩手県	全国	目標(R11)	
C33	訪問看護を受ける患者数(医療)(SCR)	R2	39.7	100.0	増加
C34	訪問看護を受ける患者数(介護)(人口10万対)	R3	5,537	6,344	増加
14 回復期・急性期の医療機関等との連携体制の整備		岩手県	全国	目標(R11)	
C35	入退院支援を行っている医療機関数(人口10万対)	R5	4.6	3.7	維持
15 誤嚥性肺炎の予防等に向けた医科と歯科との連携の促進		岩手県	全国	目標(R11)	
C36	脳卒中における歯科医療を提供している医療機関数(人口10万対)	R5	1.2	-	増加
5 【維持期】日常生活への復帰、生活機能維持・向上のためのリハビリテーションを受けること		岩手県	全国	目標(R11)	
B16	訪問リハビリを受ける患者数・利用者数(医療)(SCR)	R2	103.7	100.0	維持
B17	訪問リハビリを受ける患者数・利用者数(介護)(人口10万対)	R2	2,210	1,143	維持
B18	通所リハビリを受ける利用者数(人口10万対)	R2	7,923	5,500	維持
B19	脳卒中患者に対するリハビリテーションの実施件数(SCR)【再掲】	R2	76.5	100.0	増加
B20	脳卒中患者に対する地域連携計画作成等の実施件数(SCR)【再掲】	R2	164.4	100.0	維持
12 心血管疾患のリハビリテーションが実施できる体制の整備		岩手県	全国	目標(R11)	
C127	リハビリテーションが実施可能な医療機関数(人口10万対)【再掲】	R5	8.2	6.4	維持
13 急性期・回復期の医療機関やリハビリテーション施設との連携体制の整備		岩手県	全国	目標(R11)	
C128	地域医療連携クリティカルパスを導入している医療機関数(人口10万対)【再掲】	R5	14.3	-	増加
C129	入退院支援の実施件数(SCR)	R2	70.8	100.0	増加
14 心血管疾患患者の在宅での療養支援体制の整備		岩手県	全国	目標(R11)	
C130	訪問診療を実施している病院数(人口10万対)	R2	3.9	2.4	増加
C131	訪問診療を実施している診療所数(人口10万対)	R2	9.0	16.0	増加
15 口腔機能改善による合併症の予防や再発リスク低減に向けた、医科と歯科との連携の促進		岩手県	全国	目標(R11)	
C132	急性心筋梗塞における歯科医療を提供している医療機関数(人口10万対)	R5	0.8	-	増加
5 【慢性期・安定期】日常生活の中で再発予防でき、心血管疾患リハビリテーションと心身の緩和ケアを受けることができ、合併症発症時には適切な対応を受けることができる		岩手県	全国	目標(R11)	
B111	外来心血管疾患リハビリテーションの実施件数(SCR)【再掲】	R2	17.5	100.0	増加
B112	虚血性心疾患患者における地域連携計画作成等の実施件数(SCR)【再掲】	R2	164.0	100.0	維持
B113	訪問診療の実施件数(SCR)	R2	38.7	100.0	増加
B114	訪問看護を受ける患者数(医療)(SCR)	R2	39.7	100.0	増加
B115	訪問看護を受ける患者数(介護)(人口10万対)	R2	5,011	5,663	増加

2 県の取組

(1) 訪問看護総合支援事業

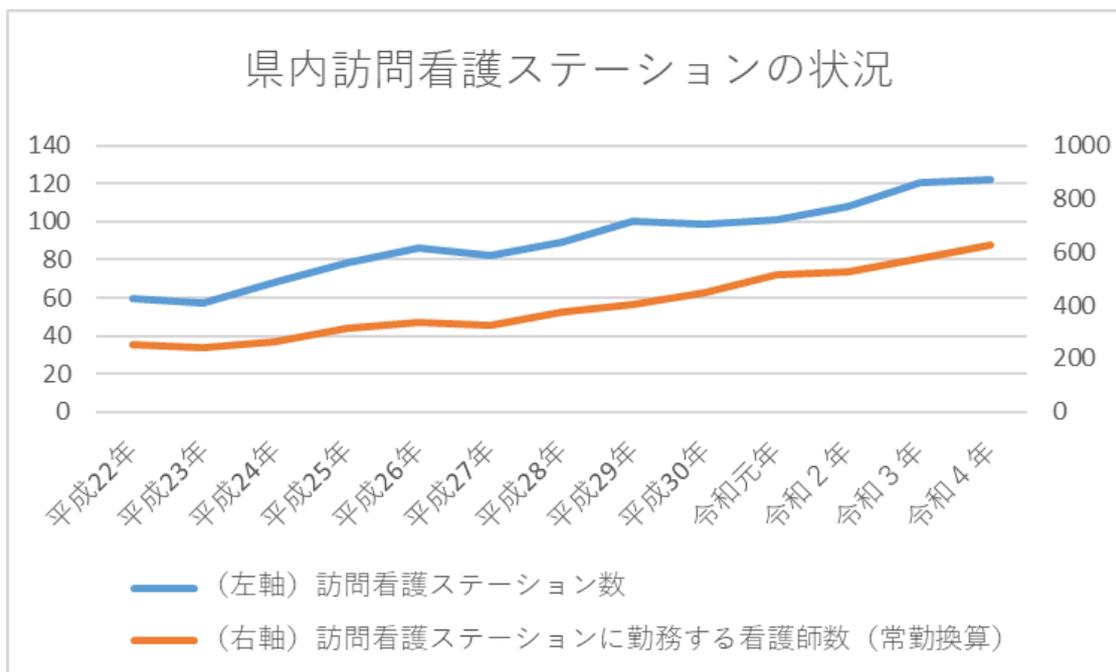
・在宅医療を推進するにあたり、中心となる訪問看護ステーションの体制強化をはかるため、訪問看護総合支援事業の岩手県看護協会への委託を行った。岩手県看護協会では、今年度、訪問看護総合支援センターを立ち上げ、在宅医療の推進に取り組んでいる。

<訪問看護総合支援センター設置・運営の手引きより抜粋>



目的	機能
1.経営支援	1) 事業所運営基盤整備支援
	2) 訪問看護事業所の開設支援
2.人材確保	3) 潜在看護師・プラチナナース等の就業及び転職促進
	4) 人材出向支援
	5) 新卒看護師採用に向けた取り組み
3.訪問看護の質の向上	6) 訪問看護に関する情報分析
	7) 教育・研修実施体制の組織化

<介護サービス施設・事業所調査及び介護サービス施設・事業所調査より作成>



<令和6年度訪問看護事業所数 (東北厚生局ホームページより作成) >

市町村	事業所数	市町村	事業所数
盛岡市	50	奥州市	9
宮古市	8	滝沢市	9
大船渡市	3	岩手町	1
花巻市	7	雫石町	1
北上市	11	矢巾町	4
久慈市	2	紫波町	3
遠野市	2	金ヶ崎町	2
一関市	16	住田町	1
陸前高田市	2	山田町	1
釜石市	2	洋野町	1
二戸市	1	野田村	1

※ 以下の市町村については自治体内に訪問看護事業所なし

八幡平市、葛巻町、西和賀町、平泉町、大槌町、岩泉町、軽米町、一戸町、
 田野畑村、普代村、九戸村

(2) 在宅医療において積極的役割を担う医療機関

・県では、令和6年3月策定の保健医療計画にて、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りといった在宅医療に必要な役割を担う医療機関を、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」として位置付けた。同医療機関は、以下のいずれかの取組事項を行っている。

- ① 医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと
- ② 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること
- ③ 臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること
- ④ 災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと
- ⑤ 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること
- ⑥ 入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受入れを行うこと

・「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及びその医療機関と連携する訪問看護ステーションを対象に、在宅医療に必要な医療機器の整備に要する経費を補助する、設備整備補助を令和6年度より開始する。

補助上限：1,000千円（医療機関）、500千円（訪問看護ステーション）

補助率：1/2

対象経費：在宅医療に必要な医療機器、訪問診療等で使用する車両

(3) 在宅医療に必要な連携を担う拠点

・県では、令和6年3月策定の保健医療計画にて、在宅医療の推進に必要な機能等を地域で確保するために活動する市町村等を、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」として位置付けた。同拠点は、以下のいずれかの取組事項を行っている。

- ① 地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的で開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること
- ② 地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行うこと

- ③ 質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や 24 時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること
 - ④ 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと
 - ⑤ 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること
- ・ 県では、今後、在宅医療に必要な連携を担う拠点の活動内容について拠点同士で情報交換を行う場を設けるなど、拠点の活動をさらに活発化させる取組を進める予定である。

<岩手県保健医療計画より抜粋>



【在宅医療において積極的役割を担う医療機関】

圏域名	医療機関数
盛岡	28
岩手中部	10
胆江	5
両磐	7
気仙	2
釜石	1
宮古	1
久慈	2
二戸	1
合計	57

【在宅医療に必要な連携を担う拠点】

圏域名	拠点数
盛岡	5
岩手中部	4
胆江	2
両磐	1
気仙	3
釜石	2
宮古	1
久慈	1
二戸	1
合計	20